

議案第 7 号

野田市就学援助規則の制定について

野田市就学援助規則を次のように定める。

平成30年3月28日提出

野田市教育委員会教育長 東 條 三枝子

野田市就学援助規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難な児童生徒等の保護者に対し、就学に必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 児童生徒 本市、国（法第2条第1項に規定する国をいう。）又は他の地方公共団体の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）に在学する法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒であって、次のいずれかの要件に該当する者をいう。

ア 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者であること。

イ 野田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条第1項の規定による本市の設置する小学校又は中学校における就学の承諾を与えた者であること。

ウ 本市に居住しているが、本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、当該記録されていないことについて特別な事情があると教育委員会が認めるものであること。

(2) 小学校就学予定者 法第17条第1項の規定により翌学年の初めから小学校に就学させるべき者であって、次のいずれかの要件に該当するものをいう。

ア 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。

イ 本市に居住しているが、本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、当該記録されていないことについて特別な事情があると教育委員会が認めるものであること。

(3) 児童生徒等 児童生徒又は小学校就学予定者をいう。

(4) 保護者 法第16条に規定する保護者又は児童生徒等と同居し、その生計を維持している者をいう。

(対象者)

第3条 就学援助を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

(1) 児童生徒の保護者であって、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であること。

(2) 児童生徒等の保護者であって、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者（以下「準要保護者」という。）であること。

(就学援助費の支給額等)

第4条 就学援助の費用（以下「就学援助費」という。）の種類、対象者の区分及び支給額は、別表のとおりとする。

(児童生徒に係る就学援助の申請)

第5条 児童生徒に係る就学援助を受けようとする者は、毎年度、教育委員会が定める期日までに、野田市児童生徒就学援助申請書（別記第1号様式）に教育委員会が必要と認める書類を添付して、当該児童生徒が在学する学校の校長（以下「校長」という。）を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、児童生徒に係る就学援助を受けようとする者が要保護者である場合は、福祉事務所からの保護の開始の決定の報告により、前項の申請書の提出があったものとみなすことができる。

(児童生徒に係る就学援助の認定等)

第6条 教育委員会は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、就学援助の認定の可否を決定し、野田市児童生徒就学援助認定（不認定）通知書（別記第2号様式）により、校長を経由して申請者に通知するも

のとする。

- 2 教育委員会は、前条第1項の申請書の内容を審査するときは、申請者が他の市町村から就学援助を受けることができる者と認める場合は、当該市町村と協議の上、就学援助の認定の可否を決定するものとする。

(児童生徒に係る就学援助費の支給)

第7条 教育委員会は、前条第1項の規定により就学援助の認定を受けた者（以下「認定者」という。）から委任を受けた校長を通して、認定者に対して就学援助費を支給するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、就学援助費のうち医療費については、医療機関の請求に基づき、直接当該医療機関に対して支払うものとする。

(届出)

第8条 認定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、野田市児童生徒就学援助認定喪失（変更・辞退）届出書（別記第3号様式）を校長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 第3条に規定する就学援助を受けることができる者の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 第5条第1項の申請書の記載内容に変更が生じたとき（前号に該当するものを除く。）。
- (3) 就学援助の認定を辞退しようとするとき。

(小学校就学予定者に係る就学援助費の支給の申請)

第9条 小学校就学予定者に係る就学援助を受けようとする者は、教育委員会が定める期日までに、野田市小学校就学予定者就学援助費支給申請書（請求書）（別記第4号様式）に教育委員会が必要と認める書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

(小学校就学予定者に係る就学援助費の支給の決定等)

第10条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、就学援助費の支給の可否を決定し、野田市小学校就学予定者就学援助費支給（不支給）決定通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により就学援助費の支給を決定したときは、速やかに就学援助費を支給するものとする。

(就学援助費の返還等)

第11条 教育委員会は、就学援助費の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、就学援助の認定又は就学援助費の支給の決定を取り消し、既に支給した就学援助費の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により就学援助費の支給を受けたとき。
- (2) この規則に違反したとき。

(委任)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条）

種類	対象者の区分	支給額	
学用品費	準要保護者	小学校各学年	11,420円
		中学校各学年	22,320円
通学用品費	準要保護者	小学校第2学年から第6学年まで	2,230円
		中学校第2学年及び第3学年	2,230円
入学準備学用品費	準要保護者	小学校就学予定者	40,600円
		小学校第6学年	47,400円
新入学学用品費	準要保護者	小学校第1学年	40,600円
		中学校第1学年	47,400円
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	準要保護者	小学校各学年	保護者負担額。ただし、1,570円を限度とする。
		中学校各学年	保護者負担額。ただし、2,270円を限度とする。
校外活動費（宿泊を伴うもの）	準要保護者	小学校各学年	保護者負担額。ただし、3,620円を限度とする。
		中学校第1学年	保護者負担額。ただし、7,300円を限度とする。
		中学校第2学年	保護者負担額。ただし、12,520円を限度とする。

		中学校第3学年	保護者負担額。ただし、6,100円を限度とする。
修学旅行費	要保護者及び準要保護者	小学校各学年及び中学校各学年	保護者負担額
学校給食費	準要保護者	小学校各学年及び中学校各学年	保護者負担額
医療費	要保護者及び準要保護者	小学校各学年及び中学校各学年	学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病の治療に要する費用の額（保険診療の場合にあっては、保護者負担額）

備考

- 1 この表において「保護者負担額」とは、保護者が実際に要した費用のうち、保護者が負担すべきものと教育委員会が認める費用の額をいう。
- 2 年度の途中において就学援助の認定を受けた者又は認定の喪失を届け出た者に対しては、学用品費及び通学用品費は、当該支給額に、当該年度における就学援助の認定を行った月数（1月未満の端数がある場合は、これを1月とする。）を12で除して得た率を乗じて得た額を支給するものとする。
- 3 次に掲げる者に対しては、新入学学用品費を支給しない。
 - (1) 年度の途中において就学援助の認定を受けた者
 - (2) 新入学学用品費の支給の対象となる年度の前年度において、当該新入学学用品費の支給の対象となる児童生徒等に係る入学準備学用品費の支給を受けた者

（宛先）野田市教育委員会

住 所
申請者 氏 名 ㊟
電話番号

野田市児童生徒就学援助申請書

児童生徒に係る就学援助を受けたいので、次のとおり申請します。

児童生徒が在学する学校				
児童 生徒	氏 名	生年月日	続柄	学年及び組
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
同一 世帯 員の 状況	氏 名	生年月日	続柄	職業等
		年 月 日	本人	
		年 月 日		
		年 月 日		
<p>申請の理由</p> <p>該当するものに○を付けてください。</p> <p>(1) 生活保護を受けている。</p> <p>(2) 児童扶養手当を受けている。</p> <p>(3) その他 ()</p>				
<p>同意書</p> <p>就学援助を申請するに当たり、次の事項について同意します。</p> <p>(1) 就学援助の対象者の要件について、野田市保有の公簿等により市の職員が確認すること。</p> <p>(2) 就学援助の認定を受けた場合は、児童生徒が在学する学校の校長を代理人と定め、就学援助費の請求、受領及び返納に関する一切の権限を委任すること。</p> <p>(3) 就学援助の認定を受けた後に転出若しくは市外の学校へ転校をする場合又は就学援助費を野田市以外の市町村から受給していた場合は、就学援助費の支給が適正かつ円滑に行われるよう、市の職員が関係する市町村と必要な情報交換を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 ㊟</p>				

添付書類

第2号様式（第6条第1項）

第 号
年 月 日

様

野田市教育委員会 ㊤

野田市児童生徒就学援助認定（不認定）通知書

児童生徒に係る就学援助については、次のとおり決定したので、野田市就学援助規則第6条第1項の規定により通知します。

1 決定事項 認定 不認定

2 認定の内容

認定期間	年 月 日から	年 月 日まで
対象者の区分	要保護者	準要保護者
児童生徒	氏名	在学する学校

3 不認定の理由

第3号様式（第8条）

年 月 日

（宛先）野田市教育委員会

住 所
届出者 氏 名 ㊟
電話番号

野田市児童生徒就学援助認定喪失（変更・辞退）届出書

児童生徒に係る就学援助の認定の喪失（変更・辞退）を次のとおり届け出ます。

喪失（変更・辞退）年月日	年 月 日	
届 出 の 区 分	喪失	変更 辞退
届出の理由又は内容		
届出に係る児童生徒	氏 名	在学する学校

（宛先）野田市教育委員会

住 所
申請者 氏 名 ⑩
電話番号

野田市小学校就学予定者就学援助費支給申請書（請求書）

次のとおり小学校就学予定者に係る就学援助費の支給を申請します。

就学を予定する小学校				
小学 校就 学予 定者	氏 名	生年月日	続柄	学年及び組
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
同一 世帯 員の 状況	氏 名	生年月日	続柄	職業等
		年 月 日	本人	
		年 月 日		
		年 月 日		
<p>申請の理由</p> <p style="padding-left: 20px;">該当するものに○を付けてください。</p> <p>(1) 児童扶養手当を受けている。</p> <p>(2) その他（ ）</p>				
振込 先	金融機関名			
	口座番号	普通 当座		
	ふりがな			
	口座名義人			
<p>同意書</p> <p style="padding-left: 20px;">就学援助費の支給を申請するに当たり、次の事項について同意します。</p> <p>(1) 就学援助費の支給の対象者の要件について、野田市保有の公簿等により市の職員が確認すること。</p> <p>(2) 就学援助費の支給を受けた後に市外の小学校へ就学した場合は、市の職員が関係する市町村と必要な情報交換を行うこと。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">申請者氏名 ⑩</p>				

添付書類

第 号
年 月 日

様

野田市教育委員会 ㊟

野田市小学校就学予定者就学援助費支給（不支給）決定通知書

年 月 日付で申請のあった小学校就学予定者に係る就学援助費の支給については、次のとおり決定したので、野田市就学援助規則第10条第1項の規定により通知します。

1 決定事項 支給 不支給

2 決定の内容

支給額	円	
小学校就学予定者	氏名	就学を予定する小学校

3 不支給の理由

提案理由

就学援助費支給の透明性を確保する観点から、新たに就学援助規則を制定しようとするものである。